

諸室配置の考え方と必要な仕様等

別添資料 1

①事務室エリア

機関名	課室名	業務内容・用途	諸室配置の考え方	必要な仕様等	執務人数	室面積
県民事務所	産業労働課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業の振興に関すること ・ 観光地の整備及び宣伝に関すること ・ 勤労者福祉の向上に関すること ・ 労働相談に関すること ・ 山村振興に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業労働課執務室内に10㎡の労働相談スペースが必要 ・ 外部に音が漏れないような仕切り等を設置し、換気設備を完備すること ・ 個人情報等の保護のために、利用者がアクセスし易い導線を確保し、長時間の対応も可能な相談スペースが必要 	14人	63.0㎡
	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災、国民保護、災害救助に関すること ・ 高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関すること ・ 火薬類の取締に関すること ・ 電気工事業の営業登録に関すること ・ 消防に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺が矢作川氾濫時における浸水想定区域となっており、水害時においても防災拠点としての役割を維持するため、上層階への配置とする。 ・ 非常配備スペースと隣接が望ましい ・ 災害対策センター室（大会議室）と隣接が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度情報通信ネットワーク設備・Jアラート設備及び非常用電源の設置が必要 ・ 個人情報等の保護のために、利用者がアクセスし易い導線を確保し、長時間の対応も可能な相談スペースが必要 	10人	45.0㎡
	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に関すること ・ 産業廃棄物に関すること ・ 自然環境に関すること ・ 鳥獣に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県収入証紙、県税証紙を使用する申請が多数ある為、販売窓口のあるフロアに配置することが望ましい ・ 県民事務所各課（産業労働課・防災安全課・環境保全課）が同室となる必要性は無い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報等の保護のために、利用者がアクセスし易い導線を確保し、長時間の対応も可能な相談スペースが必要 	14人	63.0㎡
小 計					38人	171.0㎡
県税事務所	課税第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人事業県民税・事業税の課税に関すること ・ 個人事業税の課税に関すること ・ 鉱区税の課税に関すること ・ 狩猟税に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンカウンターの設置（オープンカウンターの一部は、金融機関窓口のように周囲からバーテーションで隠れた形にする） 	15人	67.5㎡
	徴収課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税相談に関すること ・ 納税証明に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納窓口を出入口やホールに面した場所に設置できる配置が望ましい（1庁舎1階に設置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンカウンターの設置（同上） ・ 収納窓口あり 	25人	112.5㎡
	課税第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産取得税の課税に関すること ・ 自動車税種別割の課税に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税第二課自動車税グループは徴収課と隣接が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンカウンターの設置（同上） 	24人	108.0㎡
	総務課・所長室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県証紙の売りさばきに関すること ・ 県税事務所長・総務課の執務室として使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課と所長室は隣接が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンカウンターの設置（同上） ・ 所長室に手洗いスペースを設置 ・ 金庫を設置するスペースとして独立した部屋を設ける ・ 事務室の施錠が必要 	25人	112.5㎡
小 計					89人	400.5㎡
機関名	課室名	業務内容・用途	諸室配置の考え方	必要な仕様等	執務人数	室面積
福祉相談センター	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員に関すること ・ ひとり親家庭等の福祉に関すること ・ 児童措置費負担金徴収事務に関すること ・ 児童福祉法の行政指導監査に関すること ・ 障害者福祉に関すること ・ 高齢者福祉に関すること ・ 女性相談に関すること ・ 所属の経理、庶務に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉課と児童育成課は同一事務室内が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防音（遮音）効果がある仕様 ・ 複数の出入口の設置 	17人	76.5㎡
	児童育成課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の心理診断及び治療・指導に関すること ・ 療育手帳（18歳未満）の交付に関すること ・ 児童の保護者に対する指導・助言及び治療に関すること ・ 児童の相談、面接、訪問調査、助言及び指導に関すること ・ 児童通告の受付に関すること ・ 児童福祉施設等への措置に関すること ・ 虐待対応体制強化事業に関すること ・ 要保護児童対策地域協議会の支援に関すること ・ 里親登録、児童の委託、里親指導に関すること ・ 里親支援事業及び里親援助事業に関すること ・ 身体障害者、知的障害者の相談支援に関すること ・ 障害者差別解消条例に係る相談に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護児童関係保管庫（ファイル室）と隣接 ・ センター長室と隣接 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室内に事業検討ができるスペースが必要 ・ 防音（遮音）効果がある仕様 ・ 複数の出入口の設置 ・ センター長室内及び事務室内に相談室の内部の様子を確認することのできる設備とモニターを設置 ・ センター長室を含む 	43人	193.5㎡
小 計					60人	270.0㎡

機関名	課室名	業務内容・用途	諸室配置の考え方	必要な仕様等	執務人数	室面積
農林水産事務所	総務課・所長室	<ul style="list-style-type: none"> 人事・福利厚生・情報公開等の庶務に関する事 工事その他の総務・契約事務、工事検査等に関する事 農林水産事務所長・総務課の執務室として使用 	<ul style="list-style-type: none"> 所長室と総務課は隣接が望ましい 		29人	130.5㎡
	農政課	<ul style="list-style-type: none"> 農業の振興に関する事 農業経営基盤の強化促進に関する事 農林水産施策の総合調整に関する事 食育の推進に関する事 主要作物、園芸作物及び特用作物の生産及び出荷に関する事 農林水産物資の品質表示の適正化に関する事 農業共同組合等の農業団体に関する事 畜産業の振興及び畜産に係る環境の保全に関する事 水産業の振興及び水産業協同組合の指導に関する事 その他農政業務に関する事 			25人	112.5㎡
	林務課	<ul style="list-style-type: none"> 林業普及及び指導に関する事 林産物に関する事 林業金融に関する事 造林及び育苗に関する事 森林保護及び森林防火に関する事 緑化の推進に関する事 あいち森と緑づくり事業に関する事 保安林に関する事 民有林における開発行為の規制に関する事 その他林務事務に関する事 			25人	112.5㎡
	農業改良普及課	<ul style="list-style-type: none"> 普及指導活動の調整、普及指導計画の進行管理に関する事 農業者研修に関する事 農起業支援センターに関する事 野菜・果樹に関する技術普及、経営改善及び法人化の支援並びに生産組織の育成に関する事 市、農業協同組合等関係団体との連携に関する事 地域農営の促進、農村環境等に関する事 鳥獣害についての防除対策に関する事 作物、花き、畜産に関する事 その他農林業務に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 土壌診断室及び相談スペースと隣接が望ましい 		28人	126.0㎡
	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業等に関する事 山村振興農営環境整備事業に関する事 公共用地の取得及びそれに伴う損失補填並びに登記に関する事 排水機能維持管理事業に関する事 農営水環境整備事業に関する事 農営准水防除事業に関する事 農営防災ダム事業に関する事 農営老朽ため池等の整備事業に関する事 その他農林水産に係る建設事務に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 林務課と隣接が望ましい 		35人	157.5㎡
	土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業団体連合会の執務室として使用 				2人
小 計					144人	648.0㎡
合 計					331人	1,489.5㎡

②会議室エリア

機関名	課室名	業務内容・用途	諸室配置の考え方	必要な仕様等	執務人数	室面積
県民事務所 県税事務所	大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 職員が会議、打合せに使用 来賓の応接室として使用 災害時に災害対策センター室として使用 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺が矢作川氾濫時における浸水想定区域となっており、水害時においても防災拠点としての役割を維持するため、上層階への配置が望ましい 防災安全課と隣接が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策センター室開設時には通常勤務時間外においても災害対応業務を行うため、24時間単独空調とする 災害対策センター室の速やかな開設のため、電源・電話配線・有線LANケーブル等を配置できるようOAフロア一床とする 災害対策センター室を兼ねる 		170.0㎡
	非常配備スペース	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応業務を実施する室として使用 	<ul style="list-style-type: none"> 防災安全課と隣接が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 通常勤務時間外においても災害対応業務を行うため、24時間単独空調とする 		12.0㎡
	相談スペース（農業改良普及課）	<ul style="list-style-type: none"> 農業改良普及課の相談スペースとして使用 	<ul style="list-style-type: none"> 農業改良普及課と隣接が望ましい 			27.0㎡
各機関	共有会議室（5・6室程度）	<ul style="list-style-type: none"> 職員の会議、打合せに使用 				262.0㎡
合計						471.0㎡

③倉庫・その他諸室エリア

機関名	課室名	業務内容・用途	諸室配置の考え方	必要な仕様等	執務人数	室面積
県民事務所	県民事務所倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 県民事務所の専用倉庫 	<ul style="list-style-type: none"> 通常業務で随時確認等が必要な書類、申請書綴、台帳等が多数あり、執務室内または隣接が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 専用倉庫 検査資材、検体の保管で、冷蔵、冷凍庫を使用している為、非常用電源コンセントを設置とする 	—	22.2㎡
	防災倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 防災物資を保管する備蓄倉庫 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかな搬出のため、車両を横付けできる配置（庁舎1階に設置） 	<ul style="list-style-type: none"> 外部扉とスロープを設置する 	—	30.0㎡
県税事務所	県税事務所倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 県税事務所の専用倉庫 		<ul style="list-style-type: none"> 専用倉庫（可動式書架の設置及び設置を想定した耐重設計） 	—	52.0㎡
農林水産事務所	農林水産事務所倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産事務所の専用倉庫 		<ul style="list-style-type: none"> 専用倉庫 	—	84.3㎡
	土壌診断室	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産事務所の土壌診断に使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業改良普及課と隣接が望ましい ○1階への配置が望ましい ○開閉できる窓が必要 <理由> <ul style="list-style-type: none"> 湿度調整のため換気が必要 農家から採取した植物サンプル調査（経過観察）のため、自然光が入る窓が必要 サンプルによっては、乾燥時等に独特の匂いが発生するため、庁舎の隅で事務室や代務員室から離れた位置が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 個別エアコンの設置（温度、湿度管理のため） 防音設備 給排水設備 耐水床、広いドア（実験台搬入のため） ガス給湯器（洗浄用、温水利用のため） 換気扇 窓（換気用に必要） 機器用のコンセント（2口）を各壁面中央（6か所以上）及び床面（真ん中あたり）に設置換気扇、エアコン用は別途（PH-Mカー、EC-Mカー、震とう機、恒温機（乾燥機）、冷蔵庫、電子レンジ、蒸留水製造装置、顕微鏡（2台）等の機器） 室内照度 750～1500 Luxを確保 ガスコンロ（1口タイプ、培地作成用、ガス配管が必要） 	—	50.0㎡
合計						238.5㎡

④福祉相談センター（特殊用途）エリア

機関名	課室名	業務内容・用途	諸室配置の考え方	必要な仕様等	執務人数	室面積
福祉相談センター	児童育成課所持品保管室	・一時保護児童の所持品を、一時保護解除までの間保管する室				6.0㎡
	倉庫	・福祉相談センターの専用倉庫		・機密書類を保管するため、施錠等のセキュリティが必要		61.7㎡
	保護児童関係保管庫 (ファイル室)	・保護児童に関する保管庫	・児童育成課と隣接が望ましい			80.0㎡
	心理検査室1	・児童心理司が心理検査を行う室	・遊戯治療室、里親交流室と隣接しないことが望ましい	・防音（遮音）効果がある仕様 ・個別エアコンの設置		12.0㎡
	心理検査室2	・児童心理司が心理検査を行う室	・遊戯治療室、里親交流室と隣接しないことが望ましい	・防音（遮音）効果がある仕様 ・ほふく可能な床面の設置 ・個別エアコンの設置		16.0㎡
	心理検査室3	・児童心理司が心理検査を行う室	心理検査室2と同じ	心理検査室2と同じ		16.0㎡
	心理検査室4	・児童心理司が心理検査を行う室	心理検査室2と同じ	心理検査室2と同じ		16.0㎡
	心理療教室	・児童心理司が心理療法を行う室	・遊戯治療室、里親交流室と隣接しないことが望ましい	・防音（遮音）効果がある仕様 ・個別エアコンの設置		16.0㎡
	医務室	・医師による診察等を行う室		・個別エアコンの設置 ・診察台の設置		12.0㎡
	遊戯治療室1	・保護者の児童への関わり等を観察、指導等する室	・心理検査室、心理療教室と隣接しないことが望ましい	・防音（遮音）効果がある仕様 ・ほふく可能な床面の設置 ・クッション性のある壁の設置 ・床暖房の設置 ・個別エアコンの設置 ・治療用遊具庫の設置		38.8㎡
	遊戯治療室2	・保護者の児童への関わり等を観察、指導等する室	遊戯治療室1と同じ	遊戯治療室1と同じ		19.5㎡
	地域福祉課相談室	・女性相談及びDVに関する相談に使用する室	・人目につかないような配慮が必要	・防音（遮音）効果がある仕様 ・複数の出入口の設置 ・緊急呼び出しボタン等の設置 ・ベビーカー、車いす等が入室できる仕様 ・ベビーベッドや遊戯スペース（ほふく可能な床面）の設置 ・個別エアコンの設置		16.0㎡
	相談室1	・児童相談所業務として児童及び保護者への面接、指導等を行う室	・人目につかないような配慮が必要	・防音（遮音）効果がある仕様 ・複数の出入口の設置 ・緊急呼び出しボタン等の設置 ・ベビーカー、車いす等が入室できる仕様 ・ベビーベッドや遊戯スペース（ほふく可能な床面）の設置 ・個別エアコンの設置 ・相談状況が確認できるような設備はセンター長室及び事務室内のモニターと運動が必要		16.0㎡
	相談室2	・児童相談所業務として児童及び保護者への面接、指導等を行う室	相談室1と同じ	相談室1と同じ		16.0㎡
	相談室3	・児童相談所業務として児童及び保護者への面接、指導等を行う室	相談室1と同じ	相談室1と同じ		16.0㎡
相談室4	・児童相談所業務として児童及び保護者への面接、指導等を行う室	相談室1と同じ	相談室1と同じ		12.0㎡	
相談室5	・児童相談所業務として児童及び保護者への面接、指導等を行う室	相談室1と同じ	相談室1と同じ		12.0㎡	
待合室	・福祉相談センターの待合室	・人目につかないような配慮が必要	・ベビーカー、車いす等が入室できる仕様 ・ベビーベッドや遊戯スペース（ほふく可能な床面）の設置 ・テレビの設置 ・個別エアコンの設置		適宜	

機関名	課室名	業務内容・用途	諸室配置の考え方	必要な仕様等	執務人数	室面積
福祉相談センター	親子関係再構築支援室	・親関係再構築支援に利用する室	・人目につかないような配慮が必要	・キッチン、浴室、トイレ ・個別エアコンの設置		24.1㎡
	里親交流室	・里親の交流による里親支援を行う室	・人目につかないような配慮が必要	・防音（遮音）効果がある仕様 ・ほぶく可能な床面の設置 ・クッション性のある壁の設置 ・床暖房の設置 ・個別エアコンの設置 ・遊具庫の設置		34.1㎡
合計						440.2㎡

⑤その他諸室

機関名	課室名	業務内容・用途	諸室配置の考え方	必要な仕様等	執務人数	室面積
県税事務所	代務員室	・代務員の宿直に使用	・時間外出入口と隣接が望ましい	・和室及び押入収納 ・トイレ ・流し台		30.0㎡
福祉相談センター	宿直室	・福祉相談センターの宿直に使用		・和室及び押入収納		7.5㎡
県税事務所	電話交換室	・電話交換機及びネットワーク関係機器を設置する室	・周辺が矢作川氾濫時における浸水想定地域となっており、水害時においても防災拠点としての役割を維持するため、上層階への配置が望ましい	・電子機器設置のため、24時間単独空調 ・電話交換機及びネットワーク関係機器設置場所		31.0㎡
農林水産事務所	OA室	・農林水産事務所建設課が使用するサーバーを設置する室		・電子機器設置のため、24時間単独空調 ・農林水産事務所建設課が使用するサーバー設置場所		28.0㎡
各機関	男子更衣室					—
	女子更衣室				—	65.0㎡
	総合案内	・来庁者への各種案内	・庁舎1階に設置		—	4.0㎡
	木材PRスペース	・県産木材の利用促進、啓発をPRするスペース		・県庁舎初の木造庁舎となるため、木材の普及啓発を行うスペースを設ける	—	73.0㎡
	飲食兼打合せスペース	・主に職員が飲食や打合せに利用するスペース		・職員のモチベーション向上と、多様な働き方を推進するため、飲食や打合せ等が可能なスペースを設ける。	—	120.0㎡
合計						423.5㎡

⑥共有スペース

機関名	課室名	業務内容・用途	諸室配置の考え方	必要な仕様等	執務人数	室面積
各機関	ホール、EVホール 待合、廊下、階段 電気盤室、WC、給湯等			・時間外出入口の設置（代務員室と隣接）	—	適宜